

保育所・幼稚園預かり保育・放課後児童クラブの
利用を希望する保護者の皆様へ

『就労証明書』の提出方法について

栗原市では、国の標準的な様式の活用により、企業等事業者側の負担軽減等を図るため、就労証明書の様式を変更しました。

「保育所入所」、「幼稚園預かり保育利用」及び「放課後児童クラブ利用」の申請の際、それぞれの申請に「就労証明書」の提出が必要となりますが、保護者や企業等事業者側の負担軽減を考慮し、該当となる家族の方1人につき1枚のみの提出で受付が可能です。

ただし、同日に申請する場合のみ適用とします。

※申請保護者が異なる場合は保護者に応じて必要枚数を用意していただく必要があります。

（例）就労している方が父と母の2人で、兄が『幼稚園預かり保育』、弟が『保育所』の利用の場合、
本来は「父の報告書2枚」、「母の報告書2枚」の合計4枚の就労証明書の提出が必要。

⇒父1枚、母1枚の合計2枚の提出で受付可。

◎ 就労証明書を提出する際、すべての利用希望施設（保育所名、幼稚園名、放課後児童クラブ名）を申し出てください。

◎ 各担当課で書類を審査・保管する必要があるため、受付時に写し（コピー）を作成いたします。

【ご注意ください】

◎ 他の添付書類の不備等により、後日改めて申請が必要となった場合は、総合支所受付印を押印した「写しの就労証明書」をお渡しいたします。

◎ 写しの就労証明書は、受付印の日付から1ヶ月間のみ有効となります。

◎ 有効期限を過ぎた場合は、再度原本を作成・提出していただくこととなりますので、書類不備等がないよう準備をお願いいたします。



問い合わせ先

市民生活部子育て支援課保育サービス係（保育所）

教育部学校教育課学務係（幼稚園預かり保育）

市民生活部子育て支援課子育て支援係（放課後児童クラブ）

TEL：0228-22-2360

TEL：0228-42-3512

TEL：0228-22-2360